

宇部市告示第139号

宇部市国民健康保険条例第13条、第13条の6の5、第13条の10及び第13条の15の規定により、令和8年4月1日から翌年3月31日までの国民健康保険料率を次のとおり定めた。

令和8年6月1日

宇部市長 篠崎 圭二

1 基礎賦課額

(1) 所得割

令和7年中の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の9.50

(2) 被保険者均等割

被保険者1人当たり 25,700円

(3) 世帯別平等割

ア 特定世帯以外の世帯1世帯当たり 21,900円
イ 特定世帯1世帯当たり 10,950円
ウ 特定継続世帯1世帯当たり 16,425円

2 後期高齢者支援金等賦課額

(1) 所得割

令和7年中の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の3.00

(2) 被保険者均等割

被保険者1人当たり 8,500円

(3) 世帯別平等割

ア 特定世帯以外の世帯1世帯当たり 7,300円
イ 特定世帯1世帯当たり 3,650円
ウ 特定継続世帯1世帯当たり 5,475円

3 介護納付金賦課額

(1) 所得割

令和7年中の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の2.50

(2) 被保険者均等割

被保険者1人当たり 8,500円

(3) 世帯別平等割

1世帯当たり 5,500円

4 子ども・子育て支援納付金賦課額

(1) 所得割

令和7年中の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の0.34

(2) 被保険者均等割

被保険者1人当たり 1,475円

(3) 18歳以上被保険者均等割

18歳以上被保険者1人当たり 117円

(4) 世帯別平等割

ア 特定世帯以外の世帯1世帯当たり 945円

イ 特定世帯1世帯当たり 473円

ウ 特定継続世帯1世帯当たり 709円